平成２９年（フ）第４０４号
仙台市青葉区国分町１丁目６－５第二プラスビル２階
破産者　株式会社ケィ・ビィ・エフ
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
千葉県四街道市鹿渡933番地171
破産者　齋藤　幹夫
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２４２号
千葉県四街道市大日６番地38
破産者　佐々木直子
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３０４号
千葉県富里市根木名814番地27
破産者　相川　　崇
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３１５号
千葉県成田市加良部５丁目１番地１（150号）
破産者　片岡　靖雄
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３２３号
千葉県佐倉市上志津1805－９－201号室、住民票上の住所千葉県佐倉市上志津1309番地３レオパレス旭101号室
破産者　倉持　友和（旧姓岡田）
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３３８号
千葉県八街市八街に53番地59　ファミーユ幸202
破産者　田邉磨智子
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３４２号
千葉県成田市本三里塚223番地17
破産者　井上　利子
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２５１２号
横浜市旭区市沢町815番地31
破産者　株式会社ケン・エンタープライズ
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９７１号
名古屋市緑区大高台３丁目705番地
破産者　株式会社ミドリ興産
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０号
三重県伊勢市御薗町長屋2126番
破産者　株式会社ＲＥＤ
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
三重県伊勢市船江４丁目12番13号　船江マンション205号
破産者　近江　伸幸
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
三重県志摩市大王町船越1835番地
破産者　寺田工務店こと　寺田　宗士
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３４８号
岡山市南区福富西２丁目５番34号　グランヴィアせのお206号、旧住所岡山市南区福田10番地３
破産者　磯崎愛子こと　権　　愛子
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３号
山口県山陽小野田市北竜王町７番23号201
破産者　株式会社江藤建設
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１１６号
函館市東雲町13番12号、戸籍附票上の住所函館市松風町５番13号
破産者　川上　　誠
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１４５号
北海道中川郡幕別町字豊岡５番地127
破産者　株式会社大志ファーム
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１７４６号
横浜市都筑区茅ケ崎中央52番２－402号
破産者　株式会社アサカ
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４号
三重県伊賀市緑ケ丘本町1708番地
破産者　十合センター株式会社
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第７７号
愛知県東海市富木島町新山田６－１、住民票上の住所三重県伊賀市上野寺町1138番地の１
破産者　中橋　克久
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第４９４号
岡山市北区今３－22－３
破産者　有限会社フレッシュワン
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部